

令和6年度 施策評価シート

基本目標	V	区民と区が協働で「すみだ」をつくる
政策	540	多様な主体が参加する区政のしくみをつくる
施策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する
施策の目標	区民や事業者は、協治(ガバナンス)によるまちづくりの主体として積極的に区政に参画し、地域の課題解決に取り組んでいます。区は、新たな課題に対応するため行政のスリム化並びに「選択と集中」により、一層の効率的な行財政運営を進めています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指 標 名	「区と一緒に、区の事業やイベントなどを企画したり、実施したことがある」区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					20.0					30.0
実績	9.5				7.0					
指 標 名	区政全般に対する区民の満足度の点数									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					65.0					70.0
実績	57.4				63.5					

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
多くの区民等にすみだに対する愛着や親しみを深めてもらうとともに、地域の声が区政に反映されやすくなるような仕組み等を構築することにより、区民ニーズの把握や、区民の主権者意識の向上を図り、区政参画の機会を広げていく必要がある。	R3	7,041
	R4	6,754
	R5	7,438

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
C	タウンミーティングにおいて、区民協働をより一層推進していくために、政策提案につながるよう実施内容を工夫したり、区民から挙げた政策提案等が区政へ反映できるよう、関係課との情報共有や連絡調整を密にしていく必要がある。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
○	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
今後、事業内容を検証し、地域活動への参加が少ない若者世代など、より多くの区民の参画を促すための方策を行う必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
より多くの区民の区政参加を促し、協治・協働によるまちづくりを進めるとともに、地域活動への参加が少ない若者世代に働き掛けることで地域人材の発掘・育成を行っていく。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳 出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳 出 総 額 (千円)	目的に対する指標	直近の評価内容
					年度目標値	評価結果
					年度実績値	評価対象年度
1	タウンミーティングの企画運営	898	7,661	8,559	95	現状維持
					95	令和5年度
2	区民交通傷害保険	6,540	1,842	8,382	27000	改善・見直しのうえ継続
					23544	令和5年度
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

施 策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する				部内優先順位
事 業 名	タウンミーティングの企画運営					1
目 的	区民と区長との直接対話の場を通じて、参加者の地域に対する親しみや愛着を深めてもらうとともに、区政への参加機会を創出することにより、区と区民等との協働の実現を図る。					主管課・係（担当）
						地域活動推進課まなび担当
						03-5608-6202
対 象 者	日頃から地域活動に取り組んでいる、または区政に関心のある区民					
根 拠 法 令						
関 連 計 画						
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	3人	
事 業 内 容	「暮らし続けたい」「働き続けたい」「訪れたい」まちの実現に向け、区民と区長との直接対話の場を提供し、区民の意見・提言を今後の区政運営の参考とするとともに、協治（ガバナンス）によるまちづくりを推進する。 【3つの類型】 (1) 次代を担う中学生・高校生をはじめとした若い世代の声を聴くタウンミーティング 【政策提案・人材育成型】 (2) 区全体に係るテーマを扱うタウンミーティング 【テーマ設定型】 (3) 各世代の抱える意見や要望を聴くタウンミーティング 【要望・需要発掘型】					
経 過	開始年度	平成27年度			終了予定	予定なし
	平成27年度区議会第2回区定例会において実施の提案があり、平成27年度より事業開始 27年度：タウンミーティング2回実施 （当初予算に計上されていなかったが、地域担当員制度の予算科目に流転用して実施） 28年度：タウンミーティング6回実施 29年度：タウンミーティング4回実施 30年度：タウンミーティング5回実施 令和元年度：タウンミーティング3回実施（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため2回中止） 令和2年度：タウンミーティング1回実施（新型コロナウイルスの感染拡大防止のためオンラインで実施） 令和3年度：タウンミーティング4回実施（新型コロナウイルスの感染拡大防止及び参加促進のため、オンラインも併用して実施） 令和4、5年度：各年度タウンミーティング3回実施（オンラインも併用して実施）					
議 会 質 問 の 状 況	今後も積極的にオンラインを活用していくべき（令和3年2月議会） ⇒コロナ禍のみならず、幅広い世代の参加促進の面でも有効なツールであるため、オンラインの活用に努める。					
そ の 他 特 記 事 項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		399	464	475	340	1,182	1,126
A.決算額（令和6年度は見込み）		221	175	361	225	898	1,126
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		221	175	361	225	898	1,126
執行率（%）		55.4%	37.7%	76.0%	66.2%	76.0%	100.0%
B.人コスト		4,369	4,411	4,398	7,361	7,661	
総事業決算額（A+B）		4,590	4,586	4,759	7,586	8,559	
予算書P（令和6年度）	112	執行実績報告書P（令和5年度）			47		

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	謝礼	63	報償費	謝礼	50	報償費	謝礼	144
需用費	チラシ作成等	126	需用費	チラシ作成等	77	需用費	チラシ作成等	189
役務費	光回線使用料等	36	役務費	光回線使用料等	20	役務費	光回線使用料等	76
			委託料	運営委託	344	委託料	オンライン配信等	717
			委託料	オンライン配信	407			

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	タウンミーティング参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		250	令和7年度	目標	250	250	250	250
				実績	250	149	185	105
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	250	250	250	250	250	250
		実績	46	171	134	119		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業への参加者数を高めることが、多様な区民による区政への関心のバロメーターとみることができるため							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	参加者が区政に対し「親近感を抱いた」と回答した割合				単 位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		95	令和7年度	目標	65	70	70	95
				実績	65	93	93	91
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	95	95	95	95	95	95
		実績	97	87	94	95		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	参加者の区政への関心や理解が成果としての指標に合致するため							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインでの参加を取り入れたところ、参加する世代の幅が広がった。 今後も、これまで参加の少なかった若者世代の参加拡大に向けて、テーマや開催方法の工夫を行っていく。

課題・問題点
より多くの区民の参加を促し、協働を推進していくため、広報面での工夫をしていくとともに、区民協働による運営や、政策提案につながる実施内容等、運営面での見直しを随時行う必要がある。

施 策	策	542	区政への参加を広め、公正・公平で効率的な行財政運営を推進する				部内優先順位	
事 業 名	区民交通傷害保険						2	
目 的	少額の保険料であること、加入条件が緩やかであることから、多様な所得・年齢層に広く保険加入の機会を提供し、交通事故被害者の救済を図り、自転車搭乗中の加害事故に備えることで、区民等の不安を解消する。						主管課・係（担当）	
							地域活動推進課地域活動推進担当	
							5608-6196	
対 象 者	区民及び区内在勤者（年齢制限なし）							
根 拠 法 令	墨田区区民交通傷害保険事業要綱							
関 連 計 画								
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	3名			
事 業 内 容	・毎年2月、3月の2か月間で受付け ・保険期間 4/1～3/31の1年間を掛け捨てで加入 ・個人、または団体（10名以上）で加入し、団体には報奨金を支払う ・保険金は加入者からの届出、請求に、保険会社が対応							
経 過	開始年度	平成14年度			終了予定			
	・平成13年度 東京都事業（交通災害共済）が廃止、代替制度として民間保険会社と契約、10区で「区民交通傷害保険」として開始 ・平成18年度「自転車賠償責任プラン」を追加 ・平成25年度 東京都は「東京都自転車条例※」施行 ・平成30年度 「自転車賠償責任プラン」の最高保険金額が1億円へ ・令和2年度 「自転車賠償責任プラン」の一部として「示談交渉サービス」の開始、「東京都自転車条例」の改正で保険加入が義務化へ、実施区は15区へ ・令和3年度 「交通傷害保険」に「被害事故補償」を付帯 ・令和4年度から港区が、令和5年度からは台東区、足立区、江戸川区でオンラインによる申込みを開始							
議 会 質 問 の 状 況								
そ の 他 特 記 事 項	・2月 保険会社に郵送費を請求、受領 ・4～5月 保険会社指定日までに申込書を提出、事務取扱費を差し引き振替後、保険料を振込む ・5～6月 加入団体へ報奨金の支払 ・6～8月 あて名データ入力							

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算現額（事業費）		5,834	7,319	7,171	7,002	7,049	8,224
A.決算額（令和6年度は見込み）		5,465	6,510	6,680	6,529	6,540	8,224
財 源	国						
	都						
	その他	5,101	5,854	5,857	5,800	5,700	5,700
一般財源		364	656	823	729	840	2,524
執行率（%）		93.7%	88.9%	93.2%	93.2%	92.8%	100.0%
B.人コスト		85	86	1,759	1,703	1,842	
総事業決算額（A+B）		5,550	6,596	8,439	8,232	8,382	
予算書P（令和6年度）		113		執行実績報告書P（令和5年度）		47	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	会計年度 3名	3,648	報酬	会計年度 3名	3,793	報酬	会計年度 3名	3,952
職員手当等	期末手当 1名	517	職員手当等	期末手当 1名	551	職員手当等	期末手当等 1名	1,025
報償費	団体への報奨金	1,544	報償費	団体への報奨金	1,372	報償費	団体への報奨金	1,720
旅費	出張旅費	1	旅費	出張旅費	1	旅費	出張旅費	4
需用費	消耗品費等	101	需用費	消耗品費等	110	需用費	消耗品費等	228
役務費	郵送費（立替金含）	718	役務費	郵送費（立替金含）	713	役務費	郵送費（立替金含）	1,295
						//		

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	加入者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		26,000	R7	目標	29,000	29,000	29,000	28,000
				実績	28,964	27,974	27,055	26,041
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	27,000	27,000	27,000	27,000	25,000	26,000
		実績	27,314	26,834	25,095	23,544	21,903	
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	目的である「多様な所得・年齢層に広く保険加入の機会を提供する」ことを数値で捉えることができるため							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標					単位	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
				目標				
				実績				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、損害を賠償できる保険等への加入が義務化され、安価で年齢制限がなく、区民全体が対象となるため、区民ニーズが高い事業である。

課題・問題点
・団体加入をする町会・自治会数の減少 ・年度途中での加入を受け付けられる、オンライン手続の導入